

「平成19年税制（住宅のバリアフリー改修促進税制創設、三位一体改革による税源移譲に伴う住宅ローン減税効果の確保に関する措置）」

（所得税）

- ・ ①50歳以上の者、②要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者、④②若しくは③に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者が、自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、住宅リフォーム・ローン減税制度と、以下の制度が選択できる。
  - （ア）バリアフリー改修工事に係る工事費用相当分（200万円を限度）：年末残高の2%を5年間所得税額から控除
  - （イ）（ア）以外の増改築等に係る工事費用相当分：年末残高の1%を5年間所得税額から控除（（ア）＋（イ）で1000万円を限度）

（固定資産税）

- ・ 平成19年4月1日以前から所在する住宅について、上記の要件を満たす者が同様のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（100㎡相当分まで）を1/3減額。

（所得税）

- ・ 税源移譲が住宅ローン減税の控除額に与える影響を緩和するため、平成19年・同20年の入居者を対象として、控除期間を15年に延長した制度（1~10年目まで0.6%、11~15年目まで0.4%）と、現行制度（平成19年入居者：2500万円を限度に当初5年間1%、残り5年間0.5%、同20年入居者：2000万円を限度に当初5年間1%、残り5年間0.5%）が選択できる。